

第7次総合計画（案）	（参考）第6次総合計画
<p>1. 計画の位置付け</p> <p>総合計画は、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像実現のため、産業や福祉、教育、生活環境などまちづくりに必要な施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成します。</p> <p>まちづくり総合プランは、市民と行政とがまちづくりの目指す姿を共有し、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、大牟田市総合計画条例に基づき策定するものです。</p> <p>あわせて、長期的な展望に基づき、目指す都市像を掲げ、その実現のための施策の基本的方向及び体系を示すものであり、本市の個別計画の基本となるものです。また、国・県等の計画との整合性にも配慮し、本市の発展と計画の円滑な運営につなげていくことを目指しています。</p> <p>2. 期間</p> <p>まちづくり総合プランの計画期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年とします。</p> <p>なお、本市を取り巻く状況の変化や課題への的確な対応を図るため、中間の5年目で都市像実現のために取り組む施策を中心に再点検し、必要とされる見直しを行うこととします。</p>	<p>1. 計画の位置付け</p> <p>総合計画は、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像実現のための施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成します。</p> <p>まちづくり総合プランは、産業、福祉、教育、生活環境などまちづくりに必要なあらゆる分野を対象とした、総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、大牟田市総合計画条例に基づき策定するものです。</p> <p>まちづくり総合プランは、長期的な展望に基づき、目指す都市像を掲げ、その目指す都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものであり、本市の個別計画の基本となるものです。また、国・県等の計画との整合性にも配慮し、本市の発展と計画の円滑な運営につなげていくことを目指しています。</p> <p>また、まちづくり総合プランは、行政運営だけに留まらず広く市民にとってもまちづくりの指針となるものです。</p> <p>2. 期間</p> <p>まちづくり総合プランの計画期間は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年とします。</p>